

全日本吹奏楽コンクール徳島県大会B部門実施規定

(総 則)

- 第1条 このコンクールは徳島県内における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とする。
- 第2条 全日本吹奏楽コンクール徳島県大会は、この連盟に加盟している団体が参加し、毎年7月下旬、もしくは8月上旬に実施する。
- 第3条 実施会場は、その年ごとに徳島県吹奏楽連盟理事会でこれを定める。
- 第4条 理事会は、毎年4月末日までに、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規定、全日本吹奏楽コンクール徳島県大会実施規定に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

(実施部門および参加人数)

- 第5条 参加部門は次のとおりとし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。
(1) 中学校B部門 (2) 高等学校B部門
- 第6条 各部門の参加人数は、次のとおりとする。
(1) 中学校B部門 …………… 20名以内 (2) 高等学校B部門 …………… 20名以内
2 このコンクールには、上記の人数を超えて出場することはできない。原則として、申込後の人数の変更はできない。
3 指揮者はこの人員に含まれない。

(資格)

- 第7条 各部門の参加資格は、次のとおりとする。
(1) 中学校B部門
構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒または同一県内の合同演奏可能な団体（吹奏楽連盟に加盟している小・中学校の児童生徒で各校長が合同演奏を認めた団体）に限る。
(2) 高等学校B部門
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒または同一県内の合同演奏可能な団体（吹奏楽連盟に加盟している小・中・高等学校の児童生徒で各校長が合同演奏を認めた団体）に限る。
- 第8条 同一奏者が、二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 第9条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。
2 曲ごとに指揮者が変わることも認める。
- 第10条 参加団体の資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

(演奏曲)

- 第11条 演奏曲は、木管楽器・金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）を主体とした編成とする。
2 電子楽器などは楽譜に指定されていない場合は使用してもかまわない。
3 マイクは使用しない。
- 第12条 演奏曲は、任意の曲（複数可）とする。
- 第13条 著作権の存在する楽曲（ポップスを含む）を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。

(演奏時間)

- 第14条 演奏時間は、任意の曲（複数可）を8分以内で演奏する。
- 第15条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第16条 部門順序は毎年理事会において決定する。ただし出演順序は、その年度の代表者打合せ（抽選会）において決定する。

(審査および表彰)

- 第17条 このコンクールの審査員は理事長、事務局長より候補者（県外の専門家）を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。
2 審査員の数は原則として5名とする。
3 審査方法は、理事会の定める全日本吹奏楽コンクール徳島県大会B部門審査内規による。
- 第18条 表彰は各部門ごとに次のとおりとする。
金賞・銀賞・銅賞とする。

(全日本吹奏楽コンクール四国支部大会への各県からの参加数)

- 第19条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会への県代表出場団体数は、次のとおりとする。ただし、同一校からの四国支部大会への推薦はAB両部門合わせて1団体までとする。また、参加団体の少ない部門については、理事会で検討する。
(1) 中学校B部門 …………… 2団体
(2) 高等学校B部門 …………… 1団体
- 第20条 コンクール実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(参加分担金)

第21条 各部門の出場団体は参加分担，出演一団体につき24,000円を負担することとする。

(その他)

第22条 本大会の役員は原則として次のとおりとする。

大会長……………理事長
副大会長……………朝日新聞社
運営委員長……………事務局長
実行委員長……………第一事業部長
実行委員……………第一事業部運営委員，出演団体代表者

第23条 全日本吹奏楽コンクール徳島県大会役員は，その年度毎に代表者打合会（抽選会）で決定し，理事長が委嘱する。

第24条 実行委員長は，大会長および運営委員長と連携を密にして実行委員会を運営する。

第25条 このコンクールの運営経費は，次によってまかなわれる。

- (1) 参加分担金 …… 参加団体より
- (2) その他 …… 広告料，撮影，録画，録音権料など

第26条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為，ならびに著作権法上問題になる行為（写真撮影，録音・録画）はこれを禁止する。ただし，本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

第27条 コンクールに出場しようとする団体は，この連盟の定められた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第28条 出場の申込をした団体の指揮者（代理を認める，ただし成人に限る）は，実行委員会の定める代表者打合会（抽選会）に出席しなければならない。

第29条 その他全日本吹奏楽コンクール徳島県大会開催上の細目については実行委員会において定める。

第30条 この規定は全日本吹奏楽コンクール規定，全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

平成13年4月22日 改定
平成21年4月19日 第1・6・18・19条を改定
平成25年4月20日 第9条改定
平成29年4月22日 第5条(1)，第6条(1)改定